

07.43

産業競争力強化法の規定による手数料等の  
軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者が、経済産業省令で定める技術の分野<sup>注 1</sup>に属する発明に係る特許出願等をする場合、第１年分から第１０年分までの特許料、自己の特許出願についての出願審査請求手数料及び日本語でされた国際出願に係る手数料（調査手数料及び送付手数料並びに予備審査手数料）が、それぞれ１／３に軽減される（[産業競争力強化法 75 条 1 項 から 3 項](#)、[産業競争力強化法施行令 16 条](#)、[17 条 2 項](#)、[18 条 2 項](#)、[19 条 2 項](#)）。ただし、これらの軽減措置を受けることができるのは、特許料の軽減については、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に  
出願審査の請求がされたもの、出願審査請求手数料の軽減については、同期間内に自己の特許出願について出願審査の請求を行うもの、国際出願に係る手数料の軽減については、同期間内に、日本語で国際出願をしたものに限られる。

- （１） 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては 5 人）以下の個人事業主
- （２） その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主
- （３） 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては 5 人）以下であり、かつ、他の法人に支配されていない法人
- （４） 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人

2. 申請書に添付する証明書

特許料及び出願審査請求手数料並びに国際出願に係る手数料について、上記 1.（１）から（４）に掲げる者が、上記 1. 本文の軽減申請を行う場合、軽減に係る申請書に添付すべき証明書<sup>注 2</sup>は、「表」の右欄に掲げるものである（[産業競争力強化法施行令 17 条 1 項](#)、[18 条 1 項](#)、[19 条 1 項](#)、[経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 55 条](#)）。

「表」

要件	証明書
（１） 常時使用する従業員の数が 20 人以下の個人事業主	・ 小規模企業者の要件に関する証明書
（２） その事業を開始した日以後 1	・ 事業開始届の写し

0年を経過していない個人事業主		
(3) 常時使用する従業員の数が20人以下であり、かつ、他の法人に支配されていない法人 (*2)	会社（株式会社、特例有限会社、合同会社、合名会社、合資会社）	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿 (*1)
	協同組合（出資を有する場合）	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿 (*1)
	資本金又は出資を有しない法人（一般財団法人、一般社団法人等） (*3)	・小規模企業者の要件に関する証明書
(4) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人 (*2)	会社（株式会社等）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿 (*1)
	協同組合（出資を有する場合）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿 (*1)
	資本金又は出資を有しない法人（一般財団法人、一般社団法人等） (*3)	・前事業年度末の貸借対照表、定款（寄付行為）又は法人の登記事項証明書

(\*1) 法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとす  
る。

(\*2) 他の法人に支配されていないこととは以下の a. 及び b. に該当している  
ことを指す（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則50条1項）。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又  
は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の  
株式又は出資金を有していないこと。

(\*3) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借  
対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されて  
いる総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に  
係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事  
業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額と

する。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則50条2項)。

(新規平成26・4)

---

注<sup>1</sup> 技術の分野は特例施規別表第二に定める(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則49条)。

注<sup>2</sup> 他の軽減申請書の提出に係る手続(特施令第15条又は手数料令第1条の3に規定する手続を含む)において、既に軽減申請書に添付すべき書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則56条)。